平成２７年（フ）第９号
岡山県井原市木之子町121番地１　ブランドールヴェラ103
債務者　大村　辰郎
１　決定年月日時　平成27年１月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第６号
釧路市芦野１丁目21番19号　アベニュー芦野G
債務者　角谷志津恵
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４７２号
東京都板橋区仲町１－４　クローバーのさと
債務者　梅林　　忠
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７６号
東京都中野区大和町１丁目68―７―405
債務者　佐藤　貴道
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４７９号
東京都府中市本宿町２丁目５―10―413
債務者　菊地　雅巳
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８０号
東京都町田市木曽東２丁目８―15―205
債務者　鈴木　真人
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８１号
東京都北区赤羽３丁目21―３―301
債務者　齋藤　路子
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１４号
神奈川県川崎市川崎区浜町１丁目10―１―403
債務者　津谷真由美
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１５号
神奈川県川崎市宮前区平３丁目６－２　ヒルトップ弐番館302
債務者　能勢　祐美（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２２号
千葉県千葉市中央区青葉町1251―１―207
債務者　遠間　大輝
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２５号
神奈川県川崎市多摩区枡形２丁目16―４―201
債務者　山本きみ子
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２７号
東京都板橋区熊野町13―１―305
債務者　水口　華一
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３２号
東京都江戸川区西小岩５丁目４―14―105
債務者　藤波　孝志
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３４号
東京都清瀬市野塩１丁目444―１
債務者　大和田アナルーこと　大和田　アナルー　ミラソル
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３７号
東京都日野市大字石田355―３
債務者　田中　幸子
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部